

令和 年度
森林環境保全整備事業
事業計画書

事業名 森林環境保全整備事業(保育間伐【活用型】)

令和 年 月 日付で契約した上記事業の事業計画書について、
国有林野事業製品生産事業請負契約約款第3条に基づき下記のとおり提出します

記

- 1, 事業概要 P. 1
- 2, 事業工程表 P. 2
- 3, 現場組織表 P. 3
- 4, 機械使用計画 P. 4
- 5, 安全管理計画 P. 5
- 6, 実行方法 P. 6~P.7
- 7, 緊急時の体制及び対応 P. 8
- 8, その他(添付資料)
 - 8-1 現場代理人その他技術者の有資格一覧表 . . . P.9
 - 8-2 労働者の社会保険等加入状況一覧表 . . . P.10
 - 8-3 仮設物等設置計画書 . . . P. 11
 - 8-4 仮設物等配置図 . . . P.12
- 9, 現場代理人および担当技術者等通知書
- 10, 立木伐採作業計画書
- 11, 生産資材受領書
- 12, 機械作業計画書(伐出等)

令和 年 月 日

監督職員 殿

請 負 者 住所
商号又は名称
代表者

現場代理人

監督職員 確認印	
-------------	--

1, 事業概要

事業名 森林環境保全整備事業(〇〇山123保育間伐【活用型】)

事業場所

事業期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

事業着手月日 令和 年 月 日

契約金額
(うち消費税及び地方消費税の額 .円)

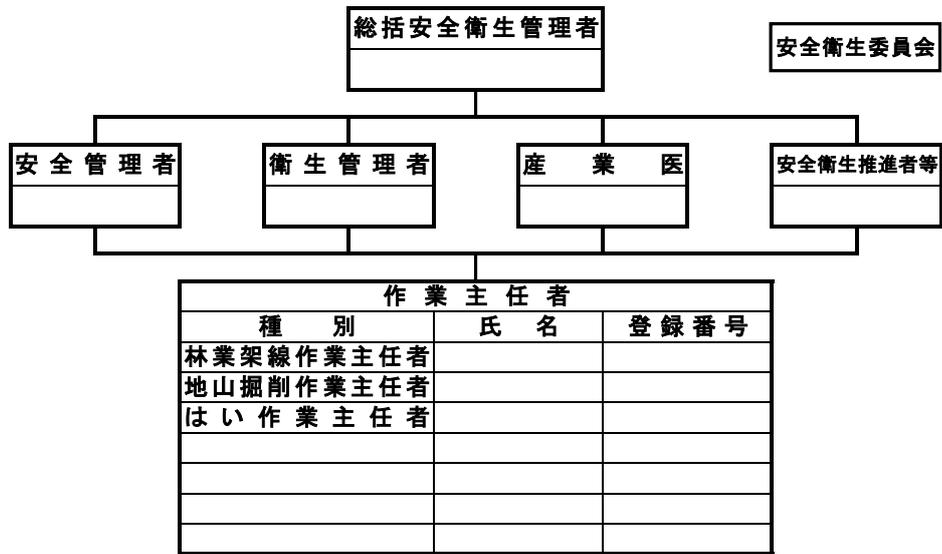
事業内容 生産数量 m³
(契約数量) 森林作業道 m
(その他については、契約書添付の生産資材等内訳表及び工種別数量内訳表のとおり)

発注者 分任支出負担行為担当官
四万十森林管理署長

請負者

5, 安全管理計画

1) 安全管理体制



2) 安全目標

3) ミーティング

4) 安全巡視

5) 第三者の事故防止

6) 安全教育

7) 安全対策の記録

8) その他

6, 実行方法(路網・伐倒・集造材・運材等の各作業工程)

6-1 作業道

()内は兼務者

配 置 人 員			
作 業 工 程	男	女	計
支障木先行伐倒	()	()	
構造物の導入	()	()	
バックホウ	()	()	
計			

6-2 伐倒・集造材・運材

【車両系】

()は兼務者

作業工程	男	女	計
計			

チェーンソー伐倒	()	()	
----------	-----	-----	--

グラップル集材	()	()	
---------	-----	-----	--

スイングヤード集材	()	()	
-----------	-----	-----	--

造材(プロセッサ)	()	()	
-----------	-----	-----	--

造材(チェーンソー)	()	()	
------------	-----	-----	--

フォワーダ積込	()	()	
---------	-----	-----	--

フォワーダ運材	()	()	
---------	-----	-----	--

トラック積込	()	()	
--------	-----	-----	--

トラック運搬	()	()	
--------	-----	-----	--

【架線系】

()は兼務者

作業工程	男	女	計
計			

チェーンソー伐倒	()	()	
----------	-----	-----	--

荷掛	()	()	
----	-----	-----	--

集材機運転手	()	()	
--------	-----	-----	--

造材(チェーンソー)	()	()	
------------	-----	-----	--

造材(プロセッサ)	()	()	
-----------	-----	-----	--

フォワーダ積込	()	()	
---------	-----	-----	--

フォワーダ運材	()	()	
---------	-----	-----	--

トラック積込	()	()	
--------	-----	-----	--

トラック運搬	()	()	
--------	-----	-----	--

※下請負による場合

下請負人の名称	
代表者氏名	
住所	
担当者氏名	
☎	

注)下請負による場合(トラック運材)は、標準仕様書の
第20条記載の書類を添付のこと。

8. その他
8-1

従事予定の技能者の状況

氏名		資格・受講の有無							備考
		作業別	生産・造林事業共通	架線系の作業		車両系の作業		林業機械使用の作業	
種類	チェーンソーによる伐木造材等の作業	林業架線作業主任者	機械集材装置の運転作業	車両系林業機械による伐木、集・造材作業の作業		伐木機械の運転作業	走行集材機械の運転作業	簡易架線集材装置の運転又は架線集材機の運転作業	
区分	安全衛生特別教育修了者	免許	安全衛生特別教育修了者	技能講習修了者		安全衛生特別教育修了者	安全衛生特別教育修了者	安全衛生特別教育修了者	
講習等	伐木等の業務8号	免許取得講習	機械集材装置の運転業務	車両系建設機械運転技能講習（整地・運搬・積み込み用）及び掘削用	車両系建設機械運転技能講習（解体用）	伐木機械の運転の業務6号の2	走行集材機械の運転の業務6号の3	簡易架線集材装置の運転又は架線集材機の運転7号の2	
法令等	法：第59条第3項	法：第72条	法：第59条第3項	法：第76条第1項		法：第59条第3項	法：第59条第3項	法：第59条第3項	
関係規程等	則第36～39条・昭47告示92号教育規程10条	則第62条・昭47告示96号免許規程・昭46.4.15基発321号	則第36～39条・昭47告示92号教育規程9条	法別表第18第31号・昭47告示112号車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習規程	法別表第18第32号・昭47告示112号車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程	則第36～39条・昭47告示92号教育規程8条の2	則第36～39条・昭47告示92号教育規程8条の3	則第36～39条・昭47告示92号教育規程9条の2	
業務に必要な資格等									
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

注)

- 「業務に必要な資格等」の欄の○印が必要な資格です。
従事予定技能者が取得している資格・受講の有無について、該当欄にそれぞれの資格取得年月日又は受講年月日を記載してください。
- (チェーンソーによる伐木造材等の作業に係る特別教育について、令和2年7月31日以前に受講している場合は、改正に伴う補講年月日を()書きで追記すること。)
- 免許証・特別教育修了証等の写しを添付すること。
- 法＝労働安全衛生法、則＝労働安全衛生規則、告示＝厚生労働省告示、基発＝労働基準局長通達

8—3

仮設物等設置計画書

①仮設物等配置図

別添配置図(本計画書の次ページに添付)のとおり。

②面積計算書

仮設物等配置図

現場代理人および担当技術者等通知書

令和〇〇年〇月〇日契約にかかわる〇〇山森林環境保全整備事業(〇〇山123保育間伐【活用型】)の現場代理人及び担当技術者を下記のとおり定めたので別紙経歴書を添えて通知します。

- 1, 現場代理人(施工管理担当者)
- 2, 現場代理人補助者
- 3, 封印実施者
- 4, 封印実施者補助者
- 5, 防火管理責任者

令和〇〇年〇月〇日

分任支出負担行為担当官

四万十森林管理署長殿

請 負 人

住 所

氏 名

監督職員 経 由	令和 年 月 日
	氏名
記 事	

担当技術者経歴書
(現場代理人)

本籍地		
現住所		
氏名		
(最終学歴)		
(保有資格・免許)		
(研修会受講)		主催者
(職 歴)		
(請負経歴)		発注者
上記のとおり相違ありません。		
令和 年 月 日 住 所 氏 名		

※本籍地は都道府県名のみを記入する

機械作業計画書（伐出等）
【伐木・木寄・集材・造材・はい作業・搬出運搬】

調査記録：令和 年 月 日	事業者名
作成：令和 年 月 日	調査・記録職氏名
第 回改定：令和 年 月 日	計画作成者職氏名

事業場(現場・団地)名称	
作業場所 (林班等) 作業班	
現場責任者職氏名 連絡先	
作業期間	自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日

区分	機械名称	能力	台数	所有者	運転者	資格等

選任・指名	作業責任者名	
	誘導者名	
合図の方法	手・笛・旗・無線・その他 ()	
危険範囲 立入禁止措置	監視人・バリケード・トラロープ・カラーコーン・警報装置	
地形	平地・傾斜 (°)・段差地・作業面 (広い・狭い)	
地質	硬岩・軟岩・礫・砂礫・シルト・粘性土・泥炭	
架空線近接と防護法	架空線 (有 離れ m ・無) 防護方法 ()	
機械転倒の危険	有 ・ 無 防止措置 ()	
作業システム (簡潔に記入)		
作業方法・伐採樹種	皆伐・択伐 (材積 %) 間伐 (定性・列状・魚骨状・その他 (材積 %) 伐採樹種 : %、 %)、材積 m ³ 、面積 ha	
安全対策 (危険予知に対する措置内容)		

作業場所及び作業範囲と運行経路図	
<p>機械位置、付随する機械設備、運搬路と移動位置、安全通路、立入禁止区域、制限速度、誘導者位置などを記入。 また、緊急車両の走行経路、携帯電話等・無線通信による通信が可能である範囲等を記入する。なお、既に、作業を行う場所を示す図面（事業図、森林図、地籍図等）を作成している場合には、本様式に添付することにより記入を省略することとして差し支えない。</p>	
<p>周知の記録 ・当作業計画書に従って作業します。 < 月 日 > (署名)</p>	

緊急時の対応	緊急車両の走行経路、 緊急連絡先	林班 ^(字) 小班 ^(地番) GPS経度： 緯度：
	携帯電話等・無線通信 による通信可能範囲	消防署 (☎ - -) 病院 (☎ - -) ・緊急車両待合せ場所 (林道等名称： " (位置・特徴： ・会社 (事務所) : - -
	応急措置及び傷病者の 搬送方法	・林道等名称： " 位置： ・救急セット配備場所： ・普通救命講習受講者名 (普通Ⅰ・普通Ⅱ) ・折りたたみ布担架等の配備場所：
	備考	

使用機械と 作業資格 (参考)	①-1 林業架線作業主任者免許 ①-2 機械集材装置の運転に係る特別教育修了者 ②-1 移動式クレーン運転免許 (5t 以上) ②-2 移動式クレーン運転免許-小型移動式クレーン運転技能講習修了者 (1t 以上) ②-3 移動式クレーンの業務に係る特別教育修了者 (1t 未満) ③-1 木材伐出機械 (伐木等機械) の運転に係る特別教育修了者 ③-2 木材伐出機械 (走行集材機械) の運転に係る特別教育修了者 ③-3 木材伐出機械 (架線集材機械) の運転に係る特別教育修了者 ③-4 木材伐出機械 (簡易架線集材装置) の運転に係る特別教育修了者 ④ 伐木等の業務に係る特別教育 (8 号の関係) ⑤ 地山掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習修了者 ⑥ はい作業主任者技能講習修了者	⑦-1 フォークリフト運転技能講習修了者 (1t 以上) ⑦-2 フォークリフトの運転に係る特別教育修了者 (1t 未満) ⑧-1 ショベルローダ等運転技能講習修了者 (1t 以上) ⑧-2 ショベルローダ等の運転に係る特別教育修了者 (1t 未満) ⑨-1 不整地運搬車運転技能講習修了者 (1t 以上) ⑨-2 不整地運搬車の運転に係る特別教育修了者 (1t 未満) ⑩-1 車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削) 運転技能講習修了者 (3t 以上) ⑩-2 車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削) の運転に係る特別教育修了者 (3t 未満) ⑪-1 玉掛け技能講習を修了者 (1t 以上) ⑪-2 玉掛けの業務に係る特別教育修了者 (1t 未満) ⑫-トラクター等による集材作業の指揮者等に対する安全教育修了者 ⑬-荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育修了者 ⑭-林内作業車を使用する集材作業に従事する者に対する安全教育修了者
-----------------------	--	---

【参考：安全衛生法・安全衛生規則の条文の要約】
 * 安衛則 第百五十一条の八十九 (要約) 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。1. 使用する車両系木材伐出機械の種類及び能力 2. 車両系木材伐出機械の運行経路 3. 車両系木材伐出機械による作業の方法及び場所
 * 安衛則 第百五十一条の八十九第二項、百二十五第二項及び51 条の125 第二項及び百五十三第二項の関係 (要約) 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて行う作業、林業架線作業又は簡易林業架線作業を用いて行う作業の各作業計画に示す事項に、それぞれ「労働災害が発生した場合の応急の措置」及び「傷病者の搬送の方法」を追加。

機械作業計画書（伐出等）

（記載例）

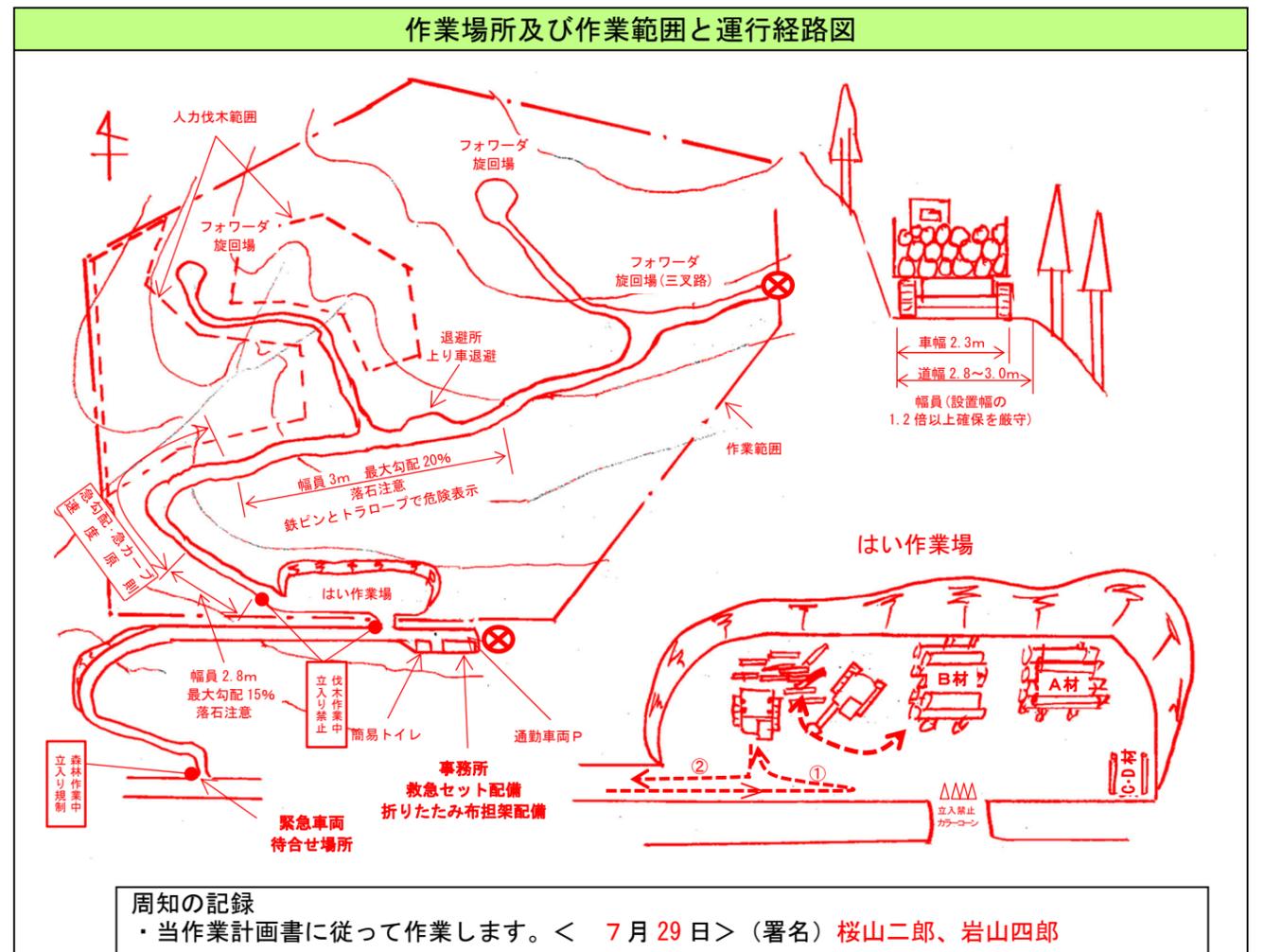
【伐木・木寄・集材・造材・**はい作業**・搬出運搬】

調査記録：令和 年 月 日	事業者名	厚生森林組合
作成：令和 年 月 日	調査・記録職氏名	森林整備係長 森林太郎
第 回改定：令和 年 月 日	計画作成者職氏名	森林整備係長 森林太郎

事業場（現場・団地）名称	カラマツ里山団地 杉山 松之助 氏所有林
作業場所（林班等） 作業班	〇〇〇郡〇〇市〇〇町 77 林班ろ小班 森林整備A班
現場責任者職氏名 連絡先	森林整備係長 森林太郎 ☎ 電話 030-666-000 携帯電話 0801-222-111
作業期間	自 令和 2年7月3日～ 至 令和 2年10月10日

区分	機械名称	能力	台数	所有者	運転者	資格等
伐木・造材	ハーベスタ(コマツ)ケト-500	PC160 φ50	1	社有	松山一郎	③-1、③-2、④、⑥、⑭
木寄・集材	グラップル(住友)イワフジ	SH135 GS90LG	1	社有	桜山二郎	③-1、③-2、④、⑫
造材	プロセッサ(イワフジ)CT500	GP532	1	社有	笹山三郎	③-1、③-2、④、⑥、⑫
集材・搬出	フォワーダ(モロオカ)ST600	6t積	1	社有	岩山四郎	③-2、④
はい作業	グラップル(寄与・集材併用)	SH135 GS90LG	1	社有	桜山二郎	③-1、④、⑥、⑭

選任・指名	作業責任者名	桜山二郎
	誘導者名	山川三郎
合図の方法	手・ 笛 ・旗・無線・その他()	
危険範囲 立入禁止措置	監視人・ バリケード ・トラロープ・ カラーコーン ・警報装置	
地質	地形	平地 ・傾斜(10°)・段差地・作業面(広い・狭い)
	地質	硬岩・軟岩・礫・ 砂礫 ・シルト・粘性土・泥炭
架空線近接と防護法	架空線(有 離れ m 無) 防護方法()	
機械転倒の危険	有・ 無 防止措置(作業道谷側危険箇所にはトラロープ設置、土壌谷側に土壁壁(0.5m))	
作業システム (簡潔に記入)	ハーベスタ伐木→グラップル(ウインチ)全木集材→プロセッサ造材→フォワーダ集材→グラップルはい作業	
作業方法・伐採樹種	皆伐・択伐(材積 %) 間伐(定性・列状・魚骨状・その他(材積 %)) 伐採樹種： スギ90%、ヒノキ10% 、材積 500 m ³ 、面積 2 ha	
安全対策 (危険予知に対する措置内容)	1. 現場始業時打合せ①毎朝、作業班で短時間打合せ。(役割・作業場確認、作業時間と連絡体制確認) ②打合せ時に危険予知及びその日の注意事項確認。 2. 終業時打合せ①当日の作業員全員で短時間打合せ。(作業状況確認、明日作業方針、危険作業や危険箇所共有) 3. ハーベスタによる斜面下の伐倒は原則として禁止。 4. フォワーダの過積載は禁止。下りカーブの走行速度に注意。	



周知の記録
・当作業計画書に従って作業します。< 7月29日 > (署名) 桜山二郎、岩山四郎

緊急時の対応	緊急車両の走行経路、緊急連絡先	77 林班(字) は1 小班(地番) GPS経度：北緯 35 度 39 分 29 秒 1572 緯度：東経 139 度 44 分 28 秒 8759
	携帯電話等・無線通信による通信可能範囲	・紅葉山市 消防署 (☎ 0124-000-0123) ・紅葉山市〇〇〇 病院 (☎ 0124-000-3210) ・緊急車両待合せ場所(林道等名称：紅葉山市杉村00番地カラマツ里山団地線林道) " (位置・特徴：カラマツ里山団地線起点より3.2km地点) ・会社(〇〇〇事務所) : 0124-100-9999
	応急措置及び傷病者の搬送方法	・救急セット配備場所 : 現場事務所(図示) ・普通救命講習受講者名 : 現場責任者 森林太郎 (普通Ⅰ・ 普通Ⅱ) ・折りたたみ布担架等の配備場所：現場事務所(図示)
	備考	森林組合安全管理者：新会陰整備課長〇〇〇〇 (携帯0801-222-2222)
使用機械と作業資格(参考)	①-1 林業架線作業主任者免許 ①-2 機械集材装置の運転に係る特別教育修了者 ②-1 移動式クレーン運転免許(5t以上) ②-2 移動式クレーン運転免許・小型移動式クレーン運転技能講習修了者(1t以上) ③-1 木材伐出機械(伐木等機械)の運転に係る特別教育修了者(1t未満) ③-2 木材伐出機械(走行集材機械)の運転に係る特別教育修了者 ③-3 木材伐出機械(架線集材機械)の運転に係る特別教育修了者 ③-4 木材伐出機械(簡易架線集材装置)の運転に係る特別教育修了者 ④ 伐木等の業務に係る特別教育(8号の関係) ⑤ 地山掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習修了者 ⑥ はい作業主任者技能講習修了者	⑦-1 フォークリフト運転技能講習修了者(1t以上) ⑦-2 フォークリフトの運転に係る特別教育修了者(1t未満) ⑧-1 ショベルローダ等運転技能講習修了者(1t以上) ⑧-2 ショベルローダ等の運転に係る特別教育修了者(1t未満) ⑨-1 不整地運搬車運転技能講習修了者(1t以上) ⑨-2 不整地運搬車の運転に係る特別教育修了者(1t未満) ⑩-1 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)運転技能講習修了者(3t以上) ⑩-2 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)の運転に係る特別教育修了者(3t未満) ⑪-1 玉掛け技能講習を修了者(1t以上) ⑪-2 玉掛けの業務に係る特別教育修了者(1t未満) ⑫-1 トラクター等による集材作業の指揮者等に対する安全教育修了者 ⑬ 荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育修了者 ⑭ 林内作業車を使用する集材作業に従事する者に対する安全教育修了者

【参考：安全衛生法・安全衛生規則の条文の要約】
* 安衛則 第百五十一条の八十九(要約) 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。1. 使用する車両系木材伐出機械の種類及び能力 2. 車両系木材伐出機械の運行経路 3. 車両系木材伐出機械による作業の方法及び場所
* 安衛則 第百五十一条の八十九第二項、百二十五第二項及び51条の125第2項及び百五十三第二項の関係(要約) 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて行う作業、林業架線作業又は簡易林業架線作業を用いて行う作業の各作業計画に示す事項に、それぞれ「労働災害が発生した場合の応急の措置」及び「傷病者の搬送の方法」を追加。